

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年10月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000177 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000056 号

第1 結論

請求者のA社における平成29年6月26日の標準賞与額を100万円に訂正することが必要である。

平成29年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年6月

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る給料台帳（写）、賞与計算書（写）及び平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿（写）並びに事業主の回答により、請求者は、当該期間に、同社から100万円の賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳（写）、上記源泉徴収簿（写）及び事業主の回答から、平成29年6月26日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者である請求者が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は請求期間において、同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社の複数の従業員は、請求者の主な業務は、B関連の業務であり、給与計

算や社会保険の届出に関する業務は請求者の妻が担当しているので、請求者に当該業務についての関与や実質的な権限はなかった旨回答している上、請求者の妻も、経理や社会保険事務の担当者は自身であり、請求者は、社会保険の届出については自身に一任しているので、請求者に当該事務についての関与や実質的な権限はなかった旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年6月26日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2000256号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第2000057号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年6月28日は72万5,000円、同年12月12日は19万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年6月28日及び同年12月12日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年6月28日
② 平成19年12月12日

私は、請求期間①及び②において、A社から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、当該賞与が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になつている。

調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社及び請求者から提出された「2007年6月度賞与明細」(写)及び「2007年12月度賞与明細」(写)並びに請求者から提出された預金通帳(写)により、請求者は、平成19年6月28日及び同年12月12日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、請求者の育児休業期間中(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できるところ、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の「2007年6月度賞与明細」(写)及び「2007年12月度賞与明細」(写)において確認できる賞与額から、請求期間①は72万5,000円、請求期間②は19万5,000円とすることが必要である。